

令和 5 年 12 月 1 日

令和 5 年石巻地方広域水道企業団議会第 3 回定例会会議録 (第 1 号)

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会会議録（第1号）

議事日程第1号

令和5年12月1日（金曜日）午後1時30分開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提案理由の説明
- 第5 第12号議案 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	安 倍 太 郎 議員	2番	谷 祐 輔 議員
3番	勝 又 和 宣 議員	4番	早 川 俊 弘 議員
5番	星 雅 俊 議員	6番	我 妻 久美子 議員
7番	楯 石 光 弘 議員	9番	櫻 田 誠 子 議員
10番	後 藤 兼 位 議員	11番	櫻 井 政 文 議員
12番	五野井 敏 夫 議員	13番	丹 野 清 議員
14番	小 野 幸 男 議員	15番	小 野 恵 章 議員

欠席議員（1名）

8番 阿 部 久 一 議員

欠員（なし）

説明のため出席した者

齋 藤 正 美 企 業 長	佐 藤 義 浩 事 務 局 長
高 橋 壯 之 事 務 局 次 長	木 村 剛 理 事 兼 技 術 次 長
野 村 佳 実 総 務 課 長	佐々木 知 洋 経 営 企 画 課 長

佐久間 賢 悦	技 術 参 事 兼 給 水 課 長	本 木 雅 治	建 設 課 長
吉 田 秀 彦	技 術 参 事 兼 施 設 管 理 課 長	佐 藤 亨	浄 水 課 長
末 永 光 浩	技 術 参 事 兼 北 部 地 区 管 理 長 事 務 所	落 合 徹	工 事 検 査 監
吉 田 克 也	経 営 企 画 課 長 佐 補	川 村 貴 俊	経 営 企 画 課 兼 長 主 財 務 係

事務局職員出席者

小 山 敏 夫	議 会 事 務 局 長	千 葉 修	副 参 事 兼 議 会 事 務 局 長 佐 補
鈴 木 幸 枝	議 会 事 務 局 兼 長 主 幹 事 係		

午後1時30分開会

○議長（安倍太郎議員） ただいまから令和5年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会を開会いたします。

午後1時30分開議

○議長（安倍太郎議員） 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は8番、阿部久一議員であります。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

諸般の報告

○議長（安倍太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

初めに、石巻市議会選出の齋藤澄子議員から当議会議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、8月24日付けで辞職を許可いたしました。

このことにより、去る9月7日招集された令和5年石巻市議会第3回定例会において、丹野清議員が企業団議会議員に選出され、石巻地方広域水道企業団規約第6条第2項の規定により就任いたしました。

次に、欠員となっておりました石巻市議会議員選出の議会運営委員1名については、星雅俊議員を、地方自治法第109条第9項及び石巻地方広域水道企業団議会委員会条例第3条第1項の規定により、本職が9月28日付けで指名いたしました。

以上、石巻市議会選出議員の就退任、議会運営委員の指名について報告いたしました。

なお、ただいま報告いたしました議員が着席している議席は、仮議席でありますので、御了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果2件及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果6件の報告をお手元に配布いたしておりますので、御査収いただきます。

次に、企業長より先に配布のありました令和5年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会議案表紙番号1、第12号議案の1ページの一部及び表紙番号2、第12号議案参考資料の2ページの一部にそれぞれ修正の申し出があり、お手元に正誤表を配布しておりますので、訂正をお願いいたします。

次に、企業長より諸般の報告について申し出がありますので、これを許可します。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 皆さん、こんにちは。

諸般の報告を申し上げます。

初めに、企業団議会議員の就退任について申し上げます。

石巻市議会選出の齋藤澄子議員が令和5年8月24日付けで企業団議会議員を辞職されました。

退任されました齋藤議員におかれましては、企業団議会の円滑な運営と業務運営につきまして格別な御尽力を賜りましたことに対し深く感謝申し上げます。

また、令和5年9月7日に開会されました令和5年石巻市議会第3回定例会において、丹野清議員が企業団議会議員に選出され、企業団規約第6条第2項の規定により就任されました。

新たに就任されました丹野議員におかれましては、企業団議会の円滑な運営はもとより、業務運営につきましても、今後とも特段の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、令和5年10月31日及び令和5年11月22日付けで管理職員の人事異動がございましたので、御報告申し上げます。

令和5年10月31日付けで経営企画課長の村岡雅裕君が退職いたしました。

また、令和5年11月22日付けで技術副参事兼建設課長補佐兼建設管理係長の佐々木知洋君が経営企画課長に就任いたしましたので、御紹介いたします。

経営企画課長の佐々木知洋君。

○佐々木知洋経営企画課長 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 以上、企業団議会議員及び管理職員の就退任並びに管理職員の紹介について御報告申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議席の指定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第1議席の指定を行います。

今回、当議会議員に就任しました石巻市議会選出の1名の議員及び石巻市議会選出議員の議席が一部変更となる議員の議席については、会議規則第4条の規定により、本職において指定いたします。

ただいま着席のとおり、議席番号1番を本職とし、13番に丹野清議員を指名いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第114条の規定により、4番、早川俊弘議員、5番、星雅俊議員、以上2名の議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 提案理由の説明

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4提案理由の説明であります。

企業長より提案理由の説明を求めます。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 提案理由の御説明を申し上げます。

本日ここに第12号議案生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

第12号議案は、国において、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、当企業団の関係条例の一部を改正することにつきまして御提案申し上げますが、議案の詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） ただいまの提案理由に対する質疑は、議案審議の際に行います。

日程第5 第12号議案 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第5第12号議案生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔佐藤義浩事務局長登壇〕

○佐藤義浩事務局長 ただいま上程されました第12号議案生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の1ページ、併せまして表紙番号2、議案参考資料の1ページから2ページ、第12号議案生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表及び令和5年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会議案正誤表をごらん願います。

本議案は、国が、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するなど内容をとする生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、石巻地方広域水道企業団給水条例及び石巻地方広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例に所要の改正が生じたことから、整理条例として提案するものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

初めに、第1条は、石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例中、第5条、第36条及び第39条で、水道法に規定する給水装置工事において、省令で定める給水装置の軽微な変更について規定している条文中、「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令」に改めようとするものであります。

次に、第2条は、石巻地方広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例中、第4条の水道法に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格を規定している条文中、同条第6号の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めようとするものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日としようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第12号議案の説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、後藤兼位議員。

○10番（後藤兼位議員） 今回の改正でございますけれども、その背景については、今抱える社会的な問題、人口減少とか、あるいは水道事業者の経営悪化、そして、当企業団も抱えます水道施設の老朽化、あるいは耐震化、その対応について、あるいは、東日本大震災でも我々は経験したわけですが、その発生時の断水への迅速な対応等の取り組みについて、いろいろ国交省が担当という形になったと思うんですよ。

今後、国のほうでも国土強靱化とかいろいろ、その法整備もありますし、予算獲得とか、石巻水道企業団として、広域水道として、今後、これまでと違ったスタンスなのか、あるいは従来どおりなのか、それも踏まえて、さらに、国交省でございますので、あと、整備局が一部独自と。そういう面だと、いろいろの予算獲得に対応する手段が、これまでと違った方法論だと思います。そういう面での、当局の考えを、この改正に基づいて、所見を伺いたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 企業長。

○齋藤正美企業長 後藤議員の御質問にお答えします。

昨日、実は、北上川の取水連携の関係で、一関で会議が開かれました。その折、隣に成田河川部長がおりましたので、このことについていろいろお話させていただきました。そこで、河川部としては、河川部の中にその水道担当を置きながら、しっかりとこの事業、仕事を進めていくという話をされておりましたので、後藤議員おっしゃるように、これから、やはり国土交通省、まずは東北地方整備局の河川部等にしっかりと挨拶に伺って、今後の石巻地方広域水道企業団をしっかりとPRしながら、今後、企業団に対しての手厚い御指導、そして予算獲得等についていろいろお願いしたいと思っておりますし、本省は水局でございますので、廣瀬局長の下にはせ参じまして、同じようにしっかりと石巻地方広域水道企業団、我々の今の活動状況、そして今後の取り組み等について御説明申し上げ、そして、予算獲得等についてもしっかりとまずは対処していきたいと、そのように思っておりますので、議員の皆様方にも、なお一層の御指導御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） 10番、後藤議員。

○10番（後藤兼位議員） 企業長も、国土強靱化の議員立法等についても、いろいろ、いろんな立場の中で尽力したことは聞いておりますし、今後、その対応も、国のほう、あるいは地方整備局に、きちっと企業団挙げて対応していただきたいということを指摘しておきます。

それから、やはりそのお願いの仕方も含めて、やはり老朽化とか設備の更新については、

やっぱり今、新しい技術や材料を導入して、システム化を強化する、こういうのも重要性があると思います。やはり予算をただ欲しいと、つけてほしいという云々でなく、やっぱりそれに対する裏づけですね。データとかそういう、あるいは計画とか、それを含めてやはり国に対して予算要求をしていくということが、私は重要性があるのかなど。この企業団として、今騒がれているDX、AI化とかいろんな対応の仕方も、やはり今後、対応策が至急求められていると私は考えるわけですが、当局の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 お答えいたします。

水道企業団といたしましては、今後の、先を見据えた事業計画、そういったことで、これまで経営戦略等を策定してきて、それに沿って、今後の企業団の対応、また料金値上げもさせていただいたところがございます。この経営戦略につきましては、令和5年に一度また見直しなさいというふうな通知が来ておまして、中身については、今よりも更に細かく、具体的に見直しなさいというふうな通知が来ております。企業団も、それに合わせて、もう一度、施設の更新計画等、もう一回見直しして、そういったものを外部にきちっと説明できるような資料をそろえていきたいというふうに考えておりますので、今後、予算獲得、そういったものについても、きちっと将来を見据えた計画、きちっと納得させられるような資料、そういったものを準備しながら取り組んでいきたい、そのように思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安倍太郎議員） 10番、後藤議員。

○10番（後藤兼位議員） 事務局長、今、説明ありました。やはり水道の料金を値上げしました。ですから、その財務体質の改善というのは図られるという1つの前提の中で、更に細かく財務体質や、あるいは経営戦略も含めて、そのマネジメントをきちっとしていただきたいということを指摘しておきたいと思います。

また、やはり今後の石巻市の送水管とか、あるいは老朽化された、あるいは漏水対策とか、いろんな細かい、莫大な費用がかかる部分についてはやはり計画的に、そして、更に改善を図る方法論、これもシステム化する。あるいは、やっぱり技術革新もありますので、そこら辺も含めて、やはり科学的な対応、それを検証して、そのデータを基に、国に対して予算要求して、つけていただくということを指摘しておきたいと思いますが、改めてご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 今回の、議員からお話がありましたとおり、今の水道事業業界、大変な状況でございます。何回も話が出ておりますが、給水人口が減って財源が減っているのに、一方では更新施設がいっぱいあると。今後、それに投資していかなければならないと

いうふうな状況でございます。

当企業団におきましては、皆様の御理解等もございまして、何とか水道料金、29年ぶりに上げさせていただきました。

今後につきましては、やはり全国的な問題ですが、人手不足、そういった財源不足を補うために、やはり新しい技術といいますか、DXとかICT、いろいろ出ています。そういったものの動きが今すごい活発でございますので、私どもとしても、そういった動きを注視して、的確な時期に的確な対応、そういったものを意識して取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（安倍太郎議員） 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会を閉会いたします。

午後1時54分閉会

石巻地方広域水道企業団議会議長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 早 川 俊 弘

署 名 議 員 星 雅 俊